

高効率給湯器（都市ガスを燃料とする
潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器）
導入支援事業補助金電子申込システム
利用規約

平成20年 4月 1日 制定

平成21年 4月23日 改定

平成21年12月10日 改定

高効率給湯器（都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器）導入支援事業補助金電子申込システム（以下「本システム」といいます。）を利用して、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率給湯器導入支援事業）（都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器）の申込みを行う場合は、本利用規約のすべての条項に同意いただくことが必要です。本システムを利用された方は、本利用規約に同意したものとみなされます。

（目的）

第1条 本利用規約は、一般社団法人 都市ガス振興センター（以下「センター」といいます。）が運営する本システムの利用に関し、システム利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。

（定義）

第2条 本利用規約で使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「本システム」とは、高効率給湯器（都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器）の補助金申込を行う申請者又は手続代行者がセンターのホームページを使って作成、登録した補助金申込書を受付処理するシステムをいい、交付の申請及び設置工事の完了の報告を含みません。交付の申請及び設置工事の完了報告は従来どおり書面によります。
- (2) 「システム利用者」とは、本システムを利用して申込手続を行う申請者又は手続代行者をいいます。
- (3) 「利用者識別番号（以下「ID」といいます。）」とは、システム利用者を特定するためセンターがシステム利用者に付与する符号をいいます。
- (4) 「パスワード」とは、システム利用者を特定する際のセキュリティ確保を目的としてシステム利用者が自ら設定する符号をいいます。
- (5) 「申込受付番号」とは、申込みのあった件名を特定するためセンターがシステム利用者に付与する符号をいいます。
- (6) 「手続代行者登録」とは、補助金申込書の手続きを代行する手続代行者が電子申込システムに手続代行者として必要な情報を登録することをいいます。

(7) 「仮登録」とは、申請者又は手続代行者が補助対象給湯器設置情報、申請者情報、手続代行者情報などを登録することをいいます。

(8) 「本登録」とは、申請者又は手続代行者が「仮登録」の内容確認を終え、正式な申込みとして登録することをいいます。

(法令等の遵守)

第3条 システム利用者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び補助金交付要綱、業務方法書、業務細則等を遵守するとともに、センターホームページ(<http://www.gasproc.or.jp/>)(以下「センターHP」といいます。)に掲載する事項に従って、本システムを利用し適正な申込みを行うこととします。

(個人情報の管理)

第4条 申請者は、個人情報の取扱いについて、以下を承諾していただきます。

- (1) 補助金交付に必要な個人情報をセンターに提供すること。
- (2) センターが補助金交付に必要な個人情報を利用すること。
- (3) 手続代行者を指定する場合、補助金交付に必要な個人情報は手続代行者を通じてセンターに提供すること。
- (4) 手続代行者を指定する場合、補助金交付に必要な個人情報を手続代行者及びガス供給事業者が利用すること。
- (5) 万一、申請者、手続代行者又はガス供給事業者の瑕疵による個人情報の漏洩・紛失があった場合、センターに対しいかなる責任も負担させないこと。

2 手続代行者は、個人情報の取扱いについて、以下を遵守していただきます。

- (1) 補助金交付に必要な個人情報のセンターへの提供について、申請者から承諾を得ること。
- (2) センターによる補助金交付に必要な個人情報の利用について、申請者から承諾を得ること。
- (3) 補助金交付に必要な個人情報の手続代行者及びガス供給事業者への提供について、申請者から承諾を得ること。
- (4) 手続代行者及びガス供給事業者による補助金交付に必要な個人情報の利用について、申請者から承諾を得ること。
- (5) ID、パスワード及び申請者の個人情報について、漏洩・紛失のないよう厳格な取扱いと管理を徹底すること。
- (6) 万一、申請者、手続代行者又はガス供給事業者の瑕疵により個人情報の漏洩・紛失があった場合、センターに対しいかなる責任も負担させないこと。

3 ガス供給事業者は、個人情報の取扱いについて、以下を遵守していただきます。

- (1) 申請者の個人情報について、漏洩・紛失のないよう厳格な取扱いと管理を徹底すること。
- (2) 万一、申請者、手続代行者又はガス供給事業者の瑕疵により個人情報の漏洩・紛失があった場合、センターに対しいかなる責任も負担させないこと。

(システム利用者の責任)

第5条 システム利用者は、自己の責任と判断に基づき本システムを利用し、本システムの利用に伴って生じる次の各号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文(電磁的記録を含みます。)を管理するものとし、センターに対しいかなる責任も負担させないものとします。

- (1) ID及びパスワード
- (2) 申込受付番号
- (3) その他、システム利用者が作成又は取得し管理している電子情報

(禁止事項)

第6条 システム利用者は、本システムの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 本システムをセンターの補助金申込み以外の目的で利用すること。
 - (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
 - (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
 - (4) 本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
 - (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
 - (6) その他、本システムの運営に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。
- 2 センターは、システム利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、当該システム利用者のIDを失効させ、本システムの利用を直ちに停止させることができるものとします。

(利用可能時間及び利用の停止等)

第7条 本システムの利用可能時間は、センターHPに掲載する時間とします。

- 2 センターは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、システム利用者に対し、事前にセンターHPに掲載して、システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、掲載することなく本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。
- (1) 機器等のメンテナンスが予定される場合。
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本システムの重大な障害が発生した場合。
 - (3) その他、センターにおいて、本システムの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合。
- 3 センターは、本システムの利用が著しく集中した場合には、本システムの利用を制限することができるものとします。

(環境条件)

第8条 システム利用者が本システムを利用する際の環境条件は、センターHPに掲載する条件とします。

(名称、住所として使用可能な文字)

第9条 名称、住所として使用可能な文字は、常用漢字、五十音(ひらがな・かたかな)アルファベット表(26文字)、算用数字及びハイフン(-)とし、外字等の文字(日本語を変換するために定めた規格「JIS×2080」以外)は使用できません。ただし、使用可能な文字の範囲外となるものについては、システム利用者の判断により、使用可能な文字の範囲内から代替文字を選択するものとします。

(手続代行者)

第10条 手続代行者は、申請者から依頼された手続きを誠意をもって実施し、ガス供給事業者はその適正を確認するものとします。

- 2 センターは、手続代行者及びガス供給事業者が手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、センターの所管する契約の全部又は一部について一定期間指名等の対象外とすること、センターの取扱うすべての補助金について一定期間の交付及び手続代行を停止すること、並びに当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとします。
- 3 手続代行者が電子申込システムを利用する場合は、補助対象給湯器に都市ガスを供給するガス供給事業者と連名で行い、あらかじめ手続代行者情報に必要な事項を登録するものとします。手続代行者が電子申込システムを利用して補助金申込書を作成、登録する場合は、必ず申請者の承諾を得たうえで行うものとします。

(仮登録)

第11条 システム利用者は、本システムを利用して、補助金申込みを行う場合、初めに仮登録を行わなければなりません。

- 2 センターは、システム利用者が仮登録を完了することにより、本システムで指定するメールアドレスに仮登録完了を送信するものとします。
- 3 システム利用者は、前項により送信した仮登録完了メールに記載してあるURLから本登録を行います。

(仮登録の失効)

第12条 センターは、システム利用者が仮登録日を起算日として暦日7日間を経過すると、事前に通知することなく、システム利用者が本システムにより申し込んだ仮登録を失効させます。

(本登録)

第13条 センターは、システム利用者が本登録を完了した日を受付日とします。受付日は、本システムに設定されている時刻とします。

- 2 センターは本システムによりチェックを行い、適正とされた申込みに対して仮登録時に指定した申請者又は手続代行者のメールアドレスに本登録完了メールを送信するものとします。

3 受付日の期限等については、別に定める業務細則によるものとします。

(設置工事の着工等)

第14条 申請者は、本登録完了メールを受信した後でなければ、補助対象給湯器の設置工事(以下「設置工事」といいます。)を着工することができません。

2 申請者は、設置工事を完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は募集の期間ごとに定める期日のいずれか早い日までにセンターが定めた補助金交付申請書及び添付書類を提出しなければなりません。

3 提出書類の詳細については、業務方法書及び業務細則によるものとします。

(本登録後の内容修正)

第15条 システム利用者は、申請者名義の訂正及び申請者現住所の訂正については、電子申込内容修正依頼書をセンターにファクシミリ等で迅速に送信することで、内容を修正するものとします。

(システム利用者の設備等)

第16条 システム利用者は、本システムを利用するために必要なすべての機器(ソフトウェア及び通信手段に係るすべてのものを含みます。)を自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続きは、システム利用者が自己の責任で行うものとします。

2 本システムを利用するために必要な通信費用、その他本システムの利用に係る一切の費用は、システム利用者の負担とします。

(免責事項)

第17条 センターは、本システムの利用によりシステム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

2 センターは、本システムの利用の停止、休止、中断若しくは制限又は通信回線の障害等により発生したシステム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

(利用規約の改正)

第18条 センターは、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。

2 センターは、本利用規約の改正を行った場合には、遅滞なくセンターHPに掲載し公表するものとします。

3 前項の公表後に、システム利用者が本システムを利用するときは、システム利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなされます。

(システムに関する知的所有権)

第19条 センターがシステム利用者へ提供する一切のプログラム又はその他の著作物に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、セ

ンターに帰属します。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第 2 0 条 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。

2 本システムの利用に関連してセンターとシステム利用者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

附則

この電子申込システムの利用規約は、平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日から適用します。